

令和3年度 事業計画

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大から1年以上が経過しました。新型コロナ禍で経済活動は大きな打撃を受け、徐々に回復してきているものの、新たな感染の拡大による状況の変化もあり、依然として予断を許さない状況が続いています。当センターの受注への影響等を注視するとともに、引き続きコロナ対策の徹底を図っていきます。

高齢者の働く環境は、生涯現役社会の構築に向け「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢法）が改正され、令和3年4月からは、65歳までの雇用延長と希望すれば70歳まで働き続けることができる環境が整いました。生涯現役社会におけるシルバー人材センターの活動はますます期待されていますが、その一方でシルバー人材センターの入会年齢が高くなる等により、会員増や就業の拡大へも影響が及ぶといった新たな課題も出てきています。地域社会における活力の維持・向上に向け、シルバー人材センターの役割を周知し、活動の意義を広く理解していただくことが重要となっています。

また、会員の平均年齢が向上することによって、安全就業への意識向上と安全対策への一段階高い取り組みが求められるとともに、派遣就業への切り替えを含めた適正就業のさらなる徹底が求められています。

そうした状況を踏まえ、当センターでは、平成30年度末に改訂した「中期5カ年計画」に基づき、令和2年度に次の基本方針（重点項目）を掲げ、事業を積極的に展開していきます。

I 基本方針

- シルバーの魅力・イメージ向上と会員加入の促進
- 就業機会の拡大と適正就業・健康経営の推進
- 危険を予知する安全就業の徹底
- 組織の活性化と適正な運営

II 実施計画

1 会員拡大の促進

(1) 取組みの方向性

市村の広報や新聞広告メディア等を活用し、シルバーの魅力を発信するとともに、「高齢者活躍人材確保育成事業」（国庫補助事業）や「松本市生涯現役促進協議会」の取組みを通じて会員募集を行うほか、当センター独自のイベントや講習会等の開催を通じて、引き続き会員の加入を促進します。

会員の拡大には、会員による知人等への呼びかけが有効です。そのことを様々な機会を通じて会員への周知徹底を図り、「会員ひとり一会員募集活動」をより一層進めていきます。

さらに、退会者を抑制するため、入会者への就業促進の取組みや退会希望者への面談なども継続して実施します。

(2) 具体的な取組み

① 会員加入の促進

ア 毎月2回の説明会、地域での出前入会説明会の継続実施

消毒や換気等の新型コロナ対策の徹底を図り、Z o o mを活用したオンラインでの参加にも対応

イ 「会員ひとり一会員募集活動」の一層の推進（報奨制度の周知・推進）

ウ 「高齢者活用人材確保育成事業」を活用した講習会、技能講習や「松本市生涯現役促進協議会」の取組みを通じた会員募集の実施

エ ハローワークと連携した、月1回開催の求職者対象セミナーやシニア向けチャレンジ面接会への参加

オ イベントで、シルバー事業のPR、会員募集を実施

カ 新聞及び松本市、山形村広報への会員募集広告の掲載

② 女性会員の加入促進

ア 女性会員への口コミによるシルバーのPR、入会勧誘の実施

イ 女性の関心の高い講座の開催等による入会勧誘の継続実施

ウ 男女共生社会の考え方にに基づき、女性会員が魅力を感じ、女性が参加しやすいセンターの環境づくりの推進

2 適正就業の推進と就業の拡大

(1) 取組みの方向性

① 適正就業の推進

長野県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という）が実施し

た自主点検調査の結果を踏まえ、指揮命令を伴う業務や、法令に基づく専門的な業務等については、現行の就業形態が適切であるか判断し、派遣への切り替え等を行います。

派遣就業については、その特性を充分把握し、新たな就業の拡大に努めます。また、派遣法の改正や当センターの定款変更により、派遣就業時間の一部30時間への拡大が可能になったため、会員の希望に沿って時間の拡大を図ります。現在連合会では、各センターの派遣に係る事務の一部の連合会への移行を検討しており、今後具体的に進めていくこととなっています。事務移行については、当センター独自の課題もありますので、連合会と協議しながら適切に進めています。

② 就業の拡大

国の補助事業の活用や「松本市生涯現役促進協議会」の活動を通じて、新規事業や独自事業に繋がる取組みを進めるほか、介護予防・日常生活支援総合事業の受注拡大や、松本市からの指定管理事業への応募など新規の就業開拓を進めます。

会員の経験や能力を充分活用するため、新たな分野を含めた就業機会の拡大について研究や取組みを進めます。

また、役員や職員による事業所訪問、マスコミでの周知を行うとともに、請負就業とは異なる利点を生かした派遣就業機会の拡大を進めます。

「会員ひとり一仕事開拓運動」は、会員が自ら組織を育てる観点を大切にした会員への啓発に努め、引続き運動を展開します。

(2) 具体的取組み

① 適正就業の推進

- ア 「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」の会員、就業先への理解・周知を推進
- イ 検討の結果、請負での就業が適切でない業務等については、就業先と調整のうえ、請負から派遣就業へ切替等の対応を推進
- ウ 「臨時的・短期的または軽易な業務」になじまない就業については、就業先との調整により是正
- エ 派遣の週30時間までの就業拡大については、会員の希望等を適切に把握し、条件整備を進めたうえで実施

② 就業の拡大

- ア デジタル関連や事務的な仕事等に対する就業機会の拡大について、事業部会や情報化促進委員会等で研究・検討
- イ 国の動向や社会的ニーズを的確に把握し、新規事業や独自事業の創出に向けた研究を進め、既存の独自事業の充実・発展や新たな独自事業の展開

への支援

ウ 具体的には、独自事業であるシニアパソコン教室の講師業務以外のコンサルタント業務への拡大を支援

エ 地域就業機会創出・拡大事業で開始した事業の継続的かつ安定的な運営

オ 「介護予防・日常生活支援総合事業」については、就業者確保のため講習会の開催や各地域包括支援センターへの周知及び情報交換の実施

カ 「高齢者活躍人材確保育成事業」を活用した技能研修等の実施

キ 役員等による事業所訪問や就業開拓に加え、「松本市生涯現役促進協議会」

の企業訪問等の取組みとの連携推進

ク 「会員ひとり一仕事開拓運動」の継続

3 安全就業の徹底

(1) 取組みの方向性

令和2年度には、重篤事故につながりかねない障害事故が2件発生し、危険予知の感覚向上を目的としたKYTの実践的な安全意識の向上と安全就業の取組みがこれまで以上に重要となっています。

必要に応じて安全就業規則の見直しを行い、これまで以上に講習会や職群ごとに実施する現場の安全ミーティング等の実施を徹底します。現場での安全就業を確認するため、センター独自の安全パトロールを引き続き実施します。

また、県連合主催の会議や研修会等に参加するとともに、必要に応じて先進地視察等を行い、安全対策の向上を図ります。事故が発生した場合には、発生原因を研究し、再発を防止するための情報の共有化を図ります。

運転業務については、「高齢者運転等に係るガイドライン」に従い、当センターとしての基準を定め、会員に安全管理を徹底します。

安全確保の対策については、安全就業の確保に向けた、健康講座の実施などに努めます。

労働安全衛生法に基づいて設置された「衛生委員会」では、健康診断の受診を勧奨するとともに、全派遣就業会員を対象としたストレスチェックを実施する等、センターの安全衛生環境の向上及び会員の健康増進に取り組んでいきます。

(2) 具体的取組み

ア 事故発生の危険性を事前に予測するKYTへの理解を深める講習の実施

イ 作業前の安全ミーティングの完全実施

ウ 安全帽、防護ネット等の安全装備使用の徹底

エ 安全パトロールの実施及び事故発生原因の究明・情報共有

オ 安全委員会による危険情報の発信、剪定での安全指導員の配置・指導

- カ 「高齢者運転等に係るガイドライン」に基づく運転業務の安全対策の実施
- キ 衛生委員会による当センターの労働安全衛生環境の向上
- ク 会員の健康診断受診の勧奨や産業医への相談体制の確立等による会員の健康維持・増進

4 組織の活性化と適正な運営

(1) 取組みの方向性

事業運営における様々な課題に対して適時適切に対応し、会員の自主的、主体的な運営実現に向けて活動できる体制づくりを進めるとともに、各種講習会の開催等を通じて会員の就業に対する資質向上を図り、シルバー業務の信頼性のさらなる向上に努めます。

公益法人として適正な会計運営を行い、収支相償を遵守し、財政基盤の確保に努めます。

コロナ禍で就業ができず、経済的な困難を抱えることのないよう、会員への支援を行います。

当センターにおける会員との連絡等のデジタル化と社会のデジタル化に対応できる高齢者の技能向上に向け、会員向けのスマホやタブレット等のICT機器の活用相談や講習会等を実施します。センターのデジタル化については、会員の状況を考慮し、従来の情報伝達方法を並行して進めます。

(2) 具体的な取組み

ア 専門部会や委員会活動の充実を図り、問題意識をもって課題に取り組めます。

イ 地域での活動や交流を活発化するため、新型コロナの感染状況を考慮しながら、地域班長の研修等を通じて地域班活動への支援を強化します。

ウ 地域での就業を促進するため、地域作業班の活動を支援します。

エ 各種講習会、研修会を開催し、会員の技術の向上を進めます。

オ 国の動向を踏まえ、補助金の活用を図ります。

カ 公益社団法人に課せられた収支相償の原則を踏まえた適正な財政運営に努めます。

キ 職員や会員に対して個人情報の保護についての研修・啓発を行い、関連する規定を遵守し、個人情報の取り扱いや保護を徹底します。